西原—6	字兼久吉川原70番1	59,100	276	1：1.5	住宅　RC2	低層住宅の中に空地、倉庫等が見られる住宅地域	南西4.5m町道	水道	試験場跡地停400m	1低専（50、100）
7	字幸地小又423番2	77,900	303	1：2	住宅　RC1	一般住宅の中に空地等が見られる住宅地域	北東4.4m町道	水道、下水	徳佐田入口停近接	1住居（60、200）
5—1	字我謝浜川原786番2外	90,700	945	不整形1：1.5	店舗　S1	飲食店、事務所等が多い国道沿いの商業地域	北西18m国道	水道、下水	我謝入口停近接	2住居（60、200）
与那原—1	島尻郡与那原町字板良敷当添原782番2	47,000	248	1：1.5	住宅　RC2	中規模戸建住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	南西5m町道	水道、下水	当添停120m	1低専（50、100）
2	字上与那原名幸俣原148番5	58,100	188	1：1.2	住宅　RC3	中規模一般住宅が多い小規模な分譲住宅地域	北6m町道	水道、下水	与那原町役場入口停650m	1中専（60、200）
3	字与那原須利原2940番3	59,000	366	1：1.5	住宅　RC2	中規模一般住宅が建ち並ぶ既成住宅地域	南西5m町道、北西側道	水道、下水	与那原停400m	1中専（60、200）
4	字東浜78番56	59,500	887	1：1.2	共同住宅　RC4	区画整然とした共同住宅を中心とする住宅地域	南東8m区画街路、南西側道	水道、下水	教会前停950m	2中専（60、200）
5—1	字与那原島ノ前原3123番1	84,200	205	1：2	店舗兼住宅　RC3	国道沿いに小規模店舗等が建ち並ぶ商業地域	北東18.5m国道	水道、下水	与那原町役場入口停100m	商業（80、400）
5—2	字東浜23番2	97,900	458	1：2	事務所　S1	店舗や事務所の建ち並ぶ新興の路線商業地域	南東30m県道、背面道	水道、下水	教会前停800m	近商（80、300）　準防
※南風原—1	南風原町字宮平宮平原16番	75,500	358	1.2：1	住宅　RC2	中規模一般住宅が多い既成住宅地域	北西6.6m町道、背面道	水道、下水	当間原停250m	1低専（50、100）
2	字津嘉山川下原1821番8	71,500	194	1：1.2	住宅　RC2	中規模一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	西6m道路	水道、下水	川下原停190m	1低専（50、100）
3	字新川新上原166番2外	81,900	172	1.2：1	住宅　RC2	一般住宅、アパート等が混在する住宅地域	北西6m町道	水道、下水	新川停70m	1低専（50、100）
4	字兼城大子原416番6	82,000	149	1：2	住宅　RC1	一般住宅の中に空地等が見られる住宅地域	北西5m町道	水道、下水	兼城停300m	1低専（50、100）
5—1	字宮平久場増原259番外	117,000	1,071	2：1	店舗兼共同住宅　RC4	店舗が多いほか公共施設も見られる路線商業地域	南東18m国道	水道、下水	南部保健所前停近接	準住居（60、200）
5—2	字津嘉山志良堂原1322番外（19街区5画地外）	133,000	1,231	2：1	店舗兼共同住宅　RC4	飲食店舗、事務所等が建ち並ぶ路線商業地域	南西30m国道、南東側道	水道、下水	仲井真停800m	準住居（60、300）
八重瀬—1	八重瀬町字東風平西徳枡原1404番5	56,900	185	1：2	住宅　RC2	中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	西6m町道	水道	伊覇公民館前停530m	1低専（50、100）
2	字東風平東風平原169番7	46,400	162	1：1.2	住宅　RC2	中規模一般住宅に空地等が見られる既成住宅地域	南西6m町道	水道	第二東風平停250m	1低専（50、100）
3	字宜次宜次原37番	42,500	321	1：1.2	住宅　RC2	農家住宅及び一般住宅が建ち並ぶ住宅地域	東5.7m町道	水道	宜次運動場前停390m	調区（60、200）
4	字東風平西原1209番14（51街区3—4）	78,400	200	1：2	住宅　RC2	中規模一般住宅が多い区画整然とした住宅地域	西6m町道	水道	伊覇公民館前停500m	1低専（50、150）

備考

⑴　「標準地番号」の欄においては、用途別に数字を付し次のように表示している。

１．２．３．……住宅地

３－１．３－２．３－３．……宅地見込地

５－１．５－２．５－３．……商業地

９－１．９－２．９－３．……工業地

13－１．13－２．13－３．……市街化調整区域内の現況林地

⑵　「標準地の所在及び地番並びに住居表示」の欄において、標準地に住居表示がある場合には「　」内に表示した。また、土地区画整理事業による仮換地となっている場合には、原則として、従前の土地の所在及び地番を表示し、（　）内に現在の土地の当該事業による工区名、街区番号及び符号（仮換地番号）等を表示した。なお、仮換地番号と住居表示の両方がある場合は仮換地番号の表示を省略した。

なお、標準地が数筆にわたる場合は「外」と、一筆の一部である場合には「内」とそれぞれ表示し、また、同一の郡、市、区、町又は村にある標準地については、それぞれ最初の標準地についてのみ当該郡、市、区、町又は村名を表示し、他は省略した。

⑶　「標準地の地積」欄には、原則として、土地登記簿に記載されている地積（土地区画整理事業の仮換地又は土地改良事業の一時利用地である標準地については、当該仮換地等の指定地積）を表示し、１平方メートル未満の端数は切り捨ててある。また、標準地の一部が私道となっている場合には、その「地積」欄には私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

⑷　「標準地の形状」欄には、現況林地の標準地以外の標準地について標準地の間口と奥行のおおむねの比率（宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺と、この辺から対辺までの長さの比率）を左側に間口、右側に奥行の順で表示した。なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り四角形である。